

# 障害者自立支援法 抜本的見直しに向けた動き

## 障害者自立支援法が 成立するまで

平成15年4月、行政がサービス内容を決定する「措置制度」に代えて、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者自らがサービスを選択し、事業者との対等な関係に基づき、契約によりサービスを利用する「支援費制度」が導入されました。さらに、平成17年10月に「障害者自立支援法」が成立し、平成18年4月1日に一部施行され、10月1日から全面施行されました。

## 障害者自立支援法施行 からこれまでの流れ

障害者自立支援法は、障害者に対するサービスの計画的な整備、就労支援の強化、地域生活への移行の推進等を通じて、障害者が安心して暮らすこと

のできる地域社会の実現を目指すもので、具体的には、①三障害（身体障害・知的障害・精神障害）のサービスの一元化、②利用者本位のサービス体系への再編、③就労支援の強化、④支給決定への客観的基準の導入、⑤国の費用負担の義務的経費化等が盛り込まれています。

これまでに、障害のある人々の自立を支え、着実な定着を図るため、次の見直しが行われました。

①円滑施行特別対策（平成18年12月）  
利用者負担の更なる軽減（軽減対象拡大・工賃控除の徹底等）や、事業者に対する激変緩和措置（従前額保障の引上等）など、3年間で国費1,200億円規模の改善策を実施しており、平成21年度以降も継続すべく、予算が組まれています。

②抜本の見直しに向けた緊急措置（平成20年度）

利用者負担の見直し（軽減対象拡大、個人単位を基本とした所得段階区分への見直し等）や、事業者の経営基盤の強化（通所サービス単価の引上等）などを実施してきました。

## より安心できる制度に 抜本的に見直す方向

なお、法附則に「施行後3年の見直し規定」が盛り込まれていることから、社会保障審議会障害者部会では、平成20年4月から19回にわたって議論し、平成20年12月16日に報告書「障害者自立支援法施行後3年の見直しについて」をまとめました。

この報告書の内容や、平成19年12月7日にまとめられた「与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書」を踏まえつつ、平成21年2月12日に開催された与党障害者自立支援に関



するプロジェクトチームでは、「障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針」（次ページ別表参照）をとりまとめ、翌13日の自由民主党社会保障制度調査会障害者福祉委員会に報告し、了承されました。

基本方針の冒頭には、「障害者自立支援法」の基本理念を堅持しつつ、障害者福祉の原点に立ち返り、利用者・家族・事業者・国民が安心できる制度と仕組みへと抜本的に見直すことが明記されています。

また、基本方針には、これまでの定率負担を見直し、能力に応じた負担とすることも記されています。

この基本方針を踏まえた法案は、現在開催中の第171回通常国会に提出され、審議される予定となっています。今後の成り行きが注目されます。

## 別表 障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針（概要）

### 1 基本的な考え方

「障害者自立支援法」の基本理念を堅持しつつ、平成19年12月の与党「障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」報告書を具体化する観点から、障害者福祉の原点に立ち返り、「障害者自立支援法」を、利用者・家族・事業者・国民が安心できる制度と仕組みへと、抜本的に見直す。

その際、「障害者自立支援法」の長所（知的・精神・身体障害の三障害の一元化、就労支援、地域で暮らすためのサービス体系の多様化など）については、必要な拡充や円滑な移行のための見直しを行う。

### 2 給付のあり方の抜本の見直し

介護保険法との整合性を考慮した仕組みを解消し、障害者福祉の原点に立ち返り、自立支援法により障害者の自立生活に必要な十分なサービスが提供されるという考え方に立って、給付のあり方を抜本的に見直し、利用者負担は能力に応じた負担とする。その際、特別対策や緊急措置によって改善した現行の負担水準の継続や更なる改善、わかりやすい制度とする。

### 3 新体系の移行に係る諸課題を解決

新体系への移行が円滑に進まない理由

を説明し、新体系の移行に係る諸課題を解決するための必要な措置を講じる。

### 4 事業者の経営の安定化のための措置

利用者にとつてのメリットを考慮して、サービス利用の日払い方式は維持しつつも、地域間格差を是正し、障害福祉現場の人材確保、職員の処遇とサービスの質の向上を図るとともに、障害者の生活を支えるために必要なサービスを継続して提供できるようにするための事業者の経営の安定化を図るため、人件費部分も含めて、必要な措置を講じる。

### 5 障害福祉サービス費用の引上げ

新旧体系を含め、事業所の人材確保、サービスの質を維持するため、障害福祉サービス費用の額を引き上げる。

### 6 障害程度区分の抜本見直し

障害程度区分は、身体、精神、知的、発達障害などの障害特性を反映するものとなるよう、抜本的に見直す。また、障害程度区分により施設の利用が制限されないよう、適切な支援ができる制度と仕組みに見直す。

### 7 障害児の総合的支援システム構築

障害のある児童が、人間として健やかに成長し、自立できるよう、児童福祉法を基本として、総合的な支援システムを構築することとし、通園事業や身近な相

談支援体制、放課後型のデイサービスの充実等を図る。

### 8 障害者の範囲の明確化

発達障害、高次脳機能障害が自立支援法の対象となることを明確化する。なお、難病については引き続き検討が必要だが、現行施策等により支援を行うとともに、症状の重度化などの状態に対して生活支援の仕組みを検討する。

### 9 障害者の所得保障の確立

社会保障制度全般との整合性を考慮し、社会福祉法見直し等の際に、障害基礎年金の引上げなど、障害者の所得保障を確立する。

### 10 地域での相談支援体制の強化

利用者の意思や家族の意見を尊重しつつ、民間の事業所も活用しながら、障害者が地域の様々なサービス資源を適切に組み合わせて自立した生活に役立てることができるよう、中心となる相談支援センター等の設置や身体、知的、精神それぞれの分野における相談支援専門員などの人材の育成・資質の向上を含め、地域での相談支援体制を強化する。

### 11 身体障害者を対象としたグループホーム・ケアホームの創設

地域生活の基盤整備として、身体障害者を対象としたグループホーム・ケアホームを創設し、入居者への助成など、支援を充実させる。

### 12 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業のうち、重度の視覚障害者のための移動支援等、障害者が地域で暮らすために不可欠で個別給付になじむものは自立支援給付とするほか、移動支援・コミュニケーション支援の充実を図る。

### 13 一般就労への移行・福祉的就労支援

一般就労への移行を支援するとともに、工賃増計画の着実な実施やハート購入法の成立により福祉的就労を支援する。また、福祉的就労分野での利用者負担について、工賃控除額を倍増する。

### 14 利用者負担の軽減

利用者負担は、障害福祉サービスと補装具・義肢の自己負担を合算し、医療保険と自立支援医療の合算・自立支援医療の負担軽減を検討する。併せて、利用者の申請手続きの軽減を図る。

### 15 資産要件撤廃・負担限度額の見直し

資産要件の撤廃を図る。また、現在負担軽減の対象になっていない一般世帯についても、負担限度額の見直しを図る。

### 16 移行困難な小規模作業所への措置

移行が困難な小規模作業所に対し、施設経営ができるように新たな受け皿の構築など、必要な措置を講じる。

### 17 市町村格差是正のための支援

市町村格差を是正するため、国庫負担基準等に関し、必要な支援策を講じる。